

小金井市子どもの遊び場等活用支援委託プロポーザル審査基準

I 審査基準

1 業務の実施方法について

- (1) あらゆる子ども（障がいのある子・ない子、外国にルーツを持つ子など、18歳以下の全ての子ども）、保護者、地域団体及び地域住民の意見を幅広く効果的に聴取し、公園の活用手法に反映できる工夫が示されているか。
- (2) 公園やあらゆる子どもに係る社会的な背景及び本市の現況を把握し、インクルーシブデザインに配慮した遊び場等の活用に向けた具体的な考え方や手法が示されているか。

2 業務スケジュールについて

本事業の目的を達成するため、事業全体のスケジュール及び事業の進め方・工程管理は合理的かつ具体的に設定されているか。

3 仕様書（案）に基づく企画提案内容及び優位性

- (1) 業務の趣旨を踏まえ、業務目的を達成するための支援内容が明確であり、令和6年度に実施した試行事業の更なる推進に当たり、有効な手法等が分かりやすく企画・提案されているか。
- (2) インクルーシブデザインに配慮した遊び場、菜園及び子どもの居場所の継続活用に向けた検討・試行プロセスにおいて、子ども、地域団体及び地域住民等との協力・連携体制の構築について、取組の継続性を高めるための有効な手法等が分かりやすく企画・提案されているか。
- (3) あらゆる子どもに対する「心のバリアフリー」につなげる学びや理解促進のために、有効な情報発信の手法等が分かりやすく企画・提案されているか。
- (4) 障がい等の有無に関わらず、誰もが多様な遊びやのんびり楽しめるイベントの開催に当たり、地域との協働するための有効な手法等が分かりやすく企画・提案されているか。

4 業務実績について

子どもが利用する公園・広場・施設の計画等（市民等参加のワークショップ運営を含んでいる業務）の受託実績は適当か。

5 業務体制について

- (1) 本事業を実施する上で必要な専門的な知識及び経験等を有する人材を適切に配置し、業務内容及び業務スケジュールを効果的・効率的に推進できる業務推進体制であるか。また、業務責任者等に不測の事態が生じた場合のフォロー体制が適切であるか。

6 プレゼンテーションについて

- (1) 子ども、地域団体及び地域住民等のヒアリング及び会議等の場で、わかりやすく説明する能力やコミュニケーション能力を有しているか。
- (2) 先行事例等について豊富な知識を有し、良いものを積極的に取り入れる工夫、意欲及び熱意があるか。

7 見積額について

提案内容に対してコストパフォーマンスは優れているか。

II 審査評価方法

1 1次審査

提出された企画提案書等を対象に審査し、得点が高い順に上位3事業者を1次審査通過とします。ただし、応募事業者が3者に満たない場合は、1次審査は行わないものとし、2次審査において、企画提案書等についても併せて審査することとします。

2 2次審査

1次審査で選考された者の中から、別途実施するプレゼンテーションについて、プロポーザル評点票によって判定を行い、その総合点数により候補者を決定します。

III 審査項目

別紙「プロポーザル評点票」のとおりとします。

IV 評価基準・評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとします。

評価点数	評価基準	説明
5	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
2	やや劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。

1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。
---	----	---

V 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その総合点数で判定します。

VI 候補者の選定

委員長を含む各委員が評点票により審査し、委員全員の総合点数を集計した最上位者を候補者に、次点の者を次点者として選定します。

ただし、最上位者の総合点数から、当該事業の内容に適合した履行がされないおそれがあると選考委員会が判断した場合は、いずれの候補者も選定しないことができるものとします。

VII 企画提案にあたっての留意事項

- 1 提出後の企画提案書等の追加及び修正は認めないものとします。
- 2 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とします。
 - (1) 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
 - (2) 虚偽の内容が記載されているもの
 - (3) 記載すべき事項の全部又は一部（ただし、重要な部分に限る。）が記載されていないもの
 - (4) 見積書の通貨が日本円で記載されていないもの
 - (5) その他、設定した条件を満たしていない場合